

## 重要

石狩市公認キャラクター  
さけ太郎

北海道が実施する奨学のための給付金

## 「高校生等奨学給付金」を受ける資格がある場合の取扱いについて



「高校生等奨学給付金」※1は、北海道が実施する奨学のための給付金制度です。石狩市が実施する「石狩市奨学金支給制度」とは、別の制度となりますので、給付金の支給要件や申請時期等については、通学されている高等学校等または北海道※2へお問い合わせ願います。

なお、「高校生等奨学給付金」を受ける資格のある方（生活保護世帯の方、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）、年収490万円程度未満の世帯の方※3）が石狩市奨学生となった場合、「高校生等奨学給付金」との差額分を支給します。

ただし、「高校生等奨学給付金」が石狩市奨学金を上回る場合は、奨学金を支給しません。

また、特別支援教育就学奨励費を受ける資格のある方も同じ取扱いとなります。

※1 高校生等奨学給付金の要件の抜粋（基準日（7月1日）に次の要件を全て満たしていること）

- ①高等学校等に在籍していること
- ②保護者等が北海道に住所を有していること
- ③「生活保護受給世帯」または「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であること（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）」または「年収490万円程度未満の世帯※3」

※3は、国・道の予算が成立した場合

※2 高校生等奨学給付金についての北海道の問い合わせ先

- ・国公立高等学校等 … 北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係(011-204-5760)
- ・私立高等学校等 … 北海道総務部行政局学事課修学支援係(011-204-5065)

石狩市公認キャラクター  
さけ子

## 高校生等奨学給付金を受ける資格がある場合の石狩市奨学金支給額のモデルケース

## ■ 通信制の私立高校に通う新1年生で、

保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

石狩市奨学金  
年額 72,000円  
(月額6,000円×12ヶ月)

（北海道）高校生等奨学給付金  
年額 52,600円  
※注 令和7年度の支給額です。

入学支度資金  
5,000円

支給額  
年額 24,400円

- ・入学支度資金5,000円は、新1年生のみ支給します。

## ■ 全日制の公立高校に通う2年生で、

保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

石狩市奨学金  
年額 72,000円  
(月額6,000円×12ヶ月)

（北海道）公立高校生等奨学給付金  
年額 152,000円  
※注 令和7年度の支給額です。

支給額  
0円（支給対象外）

- ・北海道が実施する「高校生等奨学給付金」が石狩市奨学金を上回るため、石狩市奨学金は支給対象外となります。

## 重要

石狩市公認キャラクター  
さけ太郎

北海道が実施する奨学のための給付金

## 「高校生等奨学給付金」を受ける資格がある場合の取扱いについて



「高校生等奨学給付金」※1は、北海道が実施する奨学のための給付金制度です。石狩市が実施する「石狩市奨学金支給制度」とは、別の制度となりますので、給付金の支給要件や申請時期等については、通学されている高等学校等または北海道※2へお問い合わせ願います。

なお、「高校生等奨学給付金」を受ける資格のある方（生活保護世帯の方、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）、年収490万円程度未満の世帯の方※3）が石狩市奨学生となった場合、「高校生等奨学給付金」との差額分を支給します。

ただし、「高校生等奨学給付金」が石狩市奨学金を上回る場合は、奨学金を支給しません。

また、特別支援教育就学奨励費を受ける資格のある方も同じ取扱いとなります。

※1 高校生等奨学給付金の要件の抜粋（基準日（7月1日）に次の要件を全て満たしていること）

- ①高等学校等に在籍していること
- ②保護者等が北海道に住所を有していること
- ③「生活保護受給世帯」または「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であること（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）」または「年収490万円程度未満の世帯※3」

※3は、国・道の予算が成立した場合

※2 高校生等奨学給付金についての北海道の問い合わせ先

- ・国公立高等学校等 … 北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係(011-204-5760)
- ・私立高等学校等 … 北海道総務部行政局学事課修学支援係(011-204-5065)

石狩市公認キャラクター  
さけ子

## 高校生等奨学給付金を受ける資格がある場合の石狩市奨学金支給額のモデルケース

## ■ 通信制の私立高校に通う新1年生で、

保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

石狩市奨学金  
年額 72,000円  
(月額6,000円×12ヶ月)

（北海道）高校生等奨学給付金  
年額 52,600円  
※注 令和7年度の支給額です。

入学支度資金  
5,000円

支給額  
年額 24,400円

- ・入学支度資金5,000円は、新1年生のみ支給します。

## ■ 全日制の公立高校に通う2年生で、

保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

石狩市奨学金  
年額 72,000円  
(月額6,000円×12ヶ月)

（北海道）公立高校生等奨学給付金  
年額 152,000円  
※注 令和7年度の支給額です。

支給額  
0円（支給対象外）

- ・北海道が実施する「高校生等奨学給付金」が石狩市奨学金を上回るため、石狩市奨学金は支給対象外となります。

## 重要

石狩市公認キャラクター  
さけ太郎

北海道が実施する奨学のための給付金

## 「高校生等奨学給付金」を受ける資格がある場合の取扱いについて



「高校生等奨学給付金」※1は、北海道が実施する奨学のための給付金制度です。石狩市が実施する「石狩市奨学金支給制度」とは、別の制度となりますので、給付金の支給要件や申請時期等については、通学されている高等学校等または北海道※2へお問い合わせ願います。

なお、「高校生等奨学給付金」を受ける資格のある方（生活保護世帯の方、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）、年収490万円程度未満の世帯の方※3）が石狩市奨学生となった場合、「高校生等奨学給付金」との差額分を支給します。

ただし、「高校生等奨学給付金」が石狩市奨学金を上回る場合は、奨学金を支給しません。

また、特別支援教育就学奨励費を受ける資格のある方も同じ取扱いとなります。

※1 高校生等奨学給付金の要件の抜粋（基準日（7月1日）に次の要件を全て満たしていること）

- ①高等学校等に在籍していること
- ②保護者等が北海道に住所を有していること
- ③「生活保護受給世帯」または「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であること（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）」または「年収490万円程度未満の世帯※3」

※3は、国・道の予算が成立した場合

※2 高校生等奨学給付金についての北海道の問い合わせ先

- ・国公立高等学校等 … 北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係(011-204-5760)
- ・私立高等学校等 … 北海道総務部行政局学事課修学支援係(011-204-5065)

石狩市公認キャラクター  
さけ子

## 高校生等奨学給付金を受ける資格がある場合の石狩市奨学金支給額のモデルケース

## ■ 通信制の私立高校に通う新1年生で、

保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

石狩市奨学金  
年額 72,000円  
(月額6,000円×12ヶ月)

（北海道）高校生等奨学給付金  
年額 52,600円  
※注 令和7年度の支給額です。

入学支度資金  
5,000円

支給額  
年額 24,400円

- ・入学支度資金5,000円は、新1年生のみ支給します。

## ■ 全日制の公立高校に通う2年生で、

保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

石狩市奨学金  
年額 72,000円  
(月額6,000円×12ヶ月)

（北海道）公立高校生等奨学給付金  
年額 152,000円  
※注 令和7年度の支給額です。

支給額  
0円（支給対象外）

- ・北海道が実施する「高校生等奨学給付金」が石狩市奨学金を上回るため、石狩市奨学金は支給対象外となります。